

議案第123号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月19日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

つくば市立みどりの南小学校放課後児童室	つくば市みどりの南107番地2
---------------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のつくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の規定による放課後児童室の利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前

においても行うことができる。

(提案理由)

令和6年度に新たに開所する予定の放課後児童室を別表に追加するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表第1（略）		別表第1（略）	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>つくば市立みどりの南小学校放課後児童室</u>	<u>つくば市みどりの南107番地2</u>		